

# 建築基準法に基づく性能評価料金規程

(2024年4月1日 作成)

一般財団法人 小林理学研究所  
建築音響研究室  
電話:042-321-2841 (代表)  
FAX:042-321-2739 (研究室直通)  
E-mail:hyouka@kobayasi-riken.or.jp

この規程は、一般財団法人小林理学研究所が建築基準法に基づく性能評価を実施する際の料金について定めたものである。試験料金の支払方法は、当所指定の銀行口座への振込みとし、これにかかる振込手数料は依頼者が負担するものとする。

(品確法試験ガイドラインに基づく遮音測定については、別途お尋ねください)

## 1. 建築基準法に基づく性能評価

建築基準法第30条の認定に係る性能評価（界壁の遮音構造）※1	840,000 円（非課税）
新たな試験の実施を要さない性能評価 ※2	360,000 円（非課税）
国土交通大臣への認定申請手数料 ※3	20,000 円（非課税）

※1 建築基準法施行規則第11条の2の3第3項第四号に定められた金額  
※2 同 第5項第二号ハに定められた金額  
※3 同 第1項第一号に定められた手数料

## 2. 加算料金

消費税等別

性能評価書が複数必要となる場合	1部増える毎に 50,000 円
試験室使用料 養生乾燥等のため試験室専有期間が5日を超える場合は6日目以降	1日当たり 20,000 円

試験体の施工、解体、撤去、残材処理および整理清掃は申請者の責任で行うものとする。